

大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付要綱

(平成21年4月1日告示第73号)

改正 平成26年4月28日告示第71号
平成27年3月23日告示第69号
平成28年3月31日告示第85号
平成30年3月30日告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市がベンチャー性の高い事業を起業する事業者及び新たな名産品、土産品、農商工連携商品等の開発を行う事業者に対して、元気チャレンジ企業支援事業補助金（以下「元気企業補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ベンチャー性の高い事業 市内において未開発の産業分野の事業をいう。
- (2) 事業 調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業及び設備等整備事業をいう。
- (3) 調査研究事業 事業者が自ら行うベンチャー性の高い事業又は異業種間の融合化による事業開拓と認められる新商品（ソフトウェアを含む。）若しくは新サービスの開発に関する調査研究（原則として第三者による市場調査を実施するものに限る。）をいう。
- (4) 商品開発事業 地域資源を活かした名産品、土産品、農商工連携商品等の開発をいう。
- (5) 販路開拓事業 調査研究事業及び商品開発事業による成果があり、又はベンチャー性が高く、かつ市場性があると認められる、自社において開発した新規技術又は新商品（以下「新商品等」という。）の販路を開拓することをいう。
- (6) 設備等整備事業 調査研究事業及び商品開発事業による成果があり、又はベンチャー性が高く、かつ市場性があると認められた事業を具現化することをいう。
- (7) 事業者 市内に住民登録を有する個人、市内に本社を置く法人又は市内に本拠を置く異業種グループをいう。

(8) 工場等 事業者が事業の用に供する工場及びソフトウェア業又は試験研究所を営むための事業所をいう。

(9) ソフトウェア業 コンピュータ等による情報の整理、加工、蓄積、検索等に関するシステムの分析及び設計並びにプログラムの設計及び作成を行う業務をいう。

(10) 製造等 工場等において、原材料に手を加えて製品を作り出すこと、又は成果品を生み出すことをいう。

(11) 女性経営者 市内で事業を行う者で、市内に住民登録を有する女性及び市内に本社を置き代表者が女性である法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 元気企業補助金の補助対象事業は、大野市企業立地促進条例（昭和59年条例第27号）第3条第1号に規定する助成金等の交付措置となった事業以外の事業で、市内で行う調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業又は設備等整備事業のうち元気チャレンジ企業支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で認定された事業とする。

(補助対象者)

第4条 元気企業補助金の補助対象者は、市税を完納する事業者で、かつ、調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業、又は設備等整備事業のうち審査委員会で認定された事業を市内において実施する事業者とする。

(審査委員会の設置)

第5条 市長は、大野市元気チャレンジ企業支援事業（以下「元気企業事業」という。）の認定を行うために、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の所掌事務及び構成その他審査委員会に関する事項については、別に定める。

(事業の認定申請)

第6条 元気企業事業の認定を受けようとする事業者（以下「認定申請者」という。）は、元気チャレンジ企業支援事業認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添えて、事業着手のおおむね60日前までに市長に提出するものとする。

(審査委員会への諮問)

第7条 市長は、認定申請書を受理したときは、適当と認めたものについて、遅滞

なく審査委員会に諮らなければならない。

(認定の決定)

第8条 市長は、当該事業が審査委員会で認定された場合は、大野市元気チャレンジ企業支援事業認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により、速やかに認定申請者に通知しなければならない。

(認定の基準)

第9条 審査委員会は、元気企業事業の認定において、次に掲げる基準に適合するか否かを審査しなければならない。

(1) 調査研究事業

- ア 実現可能と認められる事業であること。
- イ 調査研究機関等への全面委託以外の事業であること。
- ウ 公序良俗に反しない事業であること。

(2) 商品開発事業

- ア 新商品の開発、生産、需要の開拓等実現可能と認められる事業であること。
- イ 新商品の開発により、経営の向上及び改善が図れる事業であること。
- ウ 公序良俗に反しない事業であること。

(3) 販路開拓事業

- ア 新商品等の販路開拓により、経営の向上及び改善が図られる事業であること。
- イ 将来性がある事業であること。
- ウ 公序良俗に反しない事業であること。

(4) 設備等整備事業

- ア 市内における経済波及効果があると認められる事業であること。
- イ 将来性がある事業であること。
- ウ 事業者の既存事業の拡張でない事業であること。
- エ 環境に悪影響を及ぼさない事業であること。
- オ 公序良俗に反しない事業であること。

(事業の補助対象期間)

第10条 元気企業事業の補助対象期間は、調査研究事業、商品開発事業及び販路開拓事業においてはおおむね2年以内とし、設備等整備事業においてはおおむね1年以内とする。

(事業計画の変更等)

第11条 認定通知書を受理した事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定された当該事業（以下「認定事業」という。）の計画書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、大野市元気チャレンジ企業支援事業計画変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除くものとする。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、承認の適否について審査し、大野市元気チャレンジ企業支援事業計画変更承認通知書（様式第4号）により、速やかに認定事業者に通知しなければならない。

3 市長は、変更承認申請書を受理したときは、承認の適否について審査委員会に諮ることができる。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の規定による認定を取り消すものとする。

- (1) 認定事業者が当該事業をやめたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、認定事業を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める事由があったとき。

(認定地位の譲渡又は継承)

第13条 認定事業者は、認定事業の地位を第三者に譲渡又は継承することはできない。

(補助金の交付申請等)

第14条 認定事業者は、認定事業が完了（設備等整備事業においては、操業開始をいう。）したときは、大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(事業の補助対象経費)

第15条 この事業の補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 調査研究事業

ア 調査研究、試作品製作等（以下この号において「調査研究等」という。）

に係る原材料費

イ 調査研究等に係る講師、研究員等の招へいに要する経費

ウ 調査研究等に係る職員研修費

エ 調査研究等に係る委託料

オ 調査研究等に係る機械設備等（パソコン等の事務機器を含む。）のリース料

カ 市場調査に係る委託料

キ その他市長が特に認める経費

(2) 商品開発事業

ア 新商品開発のための試作品製作等（以下この号において「商品開発等」という。）に係る原材料費

イ 商品開発等に係る講師、研究員等の招へいに要する経費

ウ 商品開発等に係る職員研修費

エ 商品開発等に係る委託料

オ 商品開発等に係る機械設備等（パソコン等の事務機器を含む。）のリース料

カ 市場調査に係る委託料

キ その他市長が特に認める経費

(3) 販路開拓事業

ア 展示会出展など販路開拓等（以下この号において「販路開拓等」という。）に係る経費

イ 新商品等の広告宣伝活動に係る経費

ウ 販路開拓等に係る講師、研究員等の招へいに要する経費

エ 販路開拓等に係る委託料

オ 販路開拓等に係る機械設備等（パソコン等の事務機器を含む。）のリース料

カ その他市長が特に認める経費

(4) 設備等整備事業

ア 操業開始までの製造等（以下この号において「製造等」という。）に係る設備に要する経費（設備リース経費を含む。）。ただし、工場等の建設に係る経費及び土地の購入費に関する経費を除く。

イ 製造等に要する職員の研修費

ウ 製造等に要する設備の設計その他業務の遂行に係る委託料

エ その他市長が特に認める経費

(事業の補助額)

第16条 この事業の補助金の額は、調査研究事業、商品開発事業及び販路開拓事業においては補助対象経費の2分の1以内で1,000,000円を限度とし、設備等整備事業においては補助対象経費の2分の1以内で3,000,000円を限度とする。ただし、申請者が女性経営者であるときは調査研究事業、商品開発事業及び販路開拓事業においては補助対象経費の3分の2以内で1,300,000円を限度とし、設備等整備事業においては補助対象経費の3分の2以内で4,000,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、1事業者につき、調査研究事業、商品開発事業、販路開拓事業又は設備等整備事業のいずれか1回とする。ただし、調査研究事業又は商品開発事業に係る補助金を受けた事業者が、当該事業について販路開拓事業又は設備等整備事業を実施する場合は、この限りでない。

3 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付請求)

第17条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に、認定事業者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、設備等整備事業補助金の交付対象となった当該工場等を操業開始日の翌日から起算して2年以内に閉鎖したときは、補助金の一部の返還を命ずることができる。

(事業の検証)

第19条 認定事業者は、事業実施より3年間、事業の実施状況等を記載した大野市元気チャレンジ企業支援事業効果報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告書を受理したときは、審査委員会に報告するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(元気起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱の廃止)

3 元気起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱(平成19年告示第52号)は、廃止する。

附 則(平成26年告示第71号)

この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

附 則(平成27年告示第69号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第85号)

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則(平成30年告示第113号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

大野市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

㊟

大野市元気チャレンジ企業支援事業認定申請書

大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、元気チャレンジ企業支援事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定を受けようとする事業名
- 2 認定を受けようとする事業の区分（産業分類による。）
- 3 事業計画の概要
- 4 事業計画額

添付書類

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他関係資料

大野市元気チャレンジ企業支援事業計画書

事業所・グループ / 団体名	
代表者名	
住所	
連絡先	
事業の名称	
計画期間	
事業の概要	
事業の内容 (具体的計画)	
その他 事業認定に当 たって参考と なる事項	

工場等の 建設計画等	工場等の種別	(建設予定	工場	試験研究所	その他)	
	工場等の所有者					
	工場等の名称					
	工場等の所在地					
	生産品目及び内容					
	敷地の状況			m ² (自己所有地	買収予定	借地)
	着工予定日	年	月	日		
	竣工予定日	年	月	日		
	操業開始予定日	年	月	日		
	工場等の構造					
	工場等の床面積			m ²		
	投下固定資産額					
	土地			円		
	建物			円		
	設備			円 (うちリース)
	その他の償却資産				円	
	新規常用雇用計画					
	年	月	人 (うち市内に住民登録を有する者			人)
	年	月	人 (うち市内に住民登録を有する者			人)
	生産計画					
	1年目 ((単位)		千円)	
	2年目 ((単位)		千円)	
	3年目 ((単位)		千円)	
	資金計画					
	自己資金			千円		
	借入金			千円		
	その他			千円		
	敷地利用計画					
	工場等			m ²		
	駐車場			m ²		
緑地			m ²			
その他			m ²			
添付書類						
工場等配置計画図面						
用地又は工場等の取得に関する書類						

<p>製品の原材料 資材等に関する計画</p>	<p>原材料・資材品目 調達方法 処分方法</p>
<p>電力、工場用水、排水等の 処理計画</p>	<p>使用電力量 KWH / 月 工場揚水量 t / 日 排水等の状況</p>
<p>公害発生源に 対する対策</p>	<p>大気 水質 騒音 振動 産業廃棄物に対する対策（有価物含む） 廃棄物名 排出量 処理方法</p>
<p>その他 特記事項</p>	

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

殿

大野市長

印

大野市元気チャレンジ企業支援事業認定通知書

年 月 日付け申請の事業について、大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、対象事業として認定するので通知します。

記

- 1 認定事業名
- 2 認定事業の区分（産業分類による。）
- 3 認定事業の概要
- 4 認定事業の期間

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

大野市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

大野市元気チャレンジ企業支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け認定の事業について、事業計画を変更したいので、大野市
元気チャレンジ企業支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添
えて申請します。

記

- 1 変更申請事業名
- 2 事業の区分（産業分類による。）
- 3 変更する事業計画の概要
- 4 変更後の事業計画額

添付書類

（1）事業変更計画書

（2）変更収支予算書

（3）その他関係資料

大野市元気チャレンジ企業支援事業変更計画書

区 分	変更後	変更前
事業所・グループ/団 体名		
代表者名		
住所		
連絡先		
事業の名称		
計画期間		
事業の概要		
事業の内容 (具体的計画)		
その他 事業認定に当 たって参考と なる事項		

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

殿

大野市長

印

大野市元気チャレンジ企業支援事業計画変更承認通知書

年 月 日付け変更申請のあった事業について、大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、計画の変更を承認するので通知します。

記

- 1 変更認定事業名
- 2 変更認定事業の区分（産業分類による。）
- 3 変更認定事業の概要
- 4 変更認定事業の期間

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

大野市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け認定の 事業について、大野市元気チャレンジ企業
支援事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添えて申請（報告）します。

記

補助金交付申請（実績）額 円

（添付書類）

- （1） 事業実績報告書
- （2） 事業収支決算書
- （3） 補助対象経費明細書
- （4） 認定通知書（写し）
- （5） その他関係書類

大野市元気チャレンジ企業支援事業実績報告書

事業所・グループ / 団体名	
代表者名	
住所	
連絡先	
事業の名称	
実施時期	
事業の概要	
事業の内容 (具体的成果)	
その他 参考と なる事項	

工場等の 建設実績等	工場等の種別 (建設予定 工場 試験研究所 その他)	
	工場等の所有者	
	工場等の名称	
	工場等の所在地	
	生産品目及び内容	
	敷地の状況	m ² (自己所有地 買収予定 借地)
	着工日	年 月 日
	竣工日	年 月 日
	操業開始日	年 月 日
	工場等の構造	
	工場等の床面積	m ²
	投下固定資産額	
	土地	円
	建物	円
	設備	円 (うちリース)
	その他の償却資産	円
	新規常用雇用実績及び計画	
	年 月 人 (うち市内に住民登録を有する者 人)	
	年 月 人 (うち市内に住民登録を有する者 人)	
	生産実績及び計画	
	1年目 ((単位) 千円)	
	2年目 ((単位) 千円)	
	3年目 ((単位) 千円)	
	資金実績	
	自己資金	千円
	借入金	千円
	その他	千円
	敷地利用実績	
	工場等	m ²
	駐車場	m ²
緑地	m ²	
その他	m ²	
添付書類		
工場等配置計画図面		
用地又は工場等の取得に関する書類		

<p>製品の原材料 資材等に関する実績</p>	<p>原材料・資材品目 調達方法 処分方法</p>
<p>電力、工場用水、排水等の 処理実績</p>	<p>使用電力量 KWH／月 工場揚水量 t／日 排水等の状況</p>
<p>公害発生源に 対する対策</p>	<p>大気 水質 騒音 振動 産業廃棄物に対する対策（有価物含む） 廃棄物名 排出量 処理方法</p>
<p>その他 特記事項</p>	

大野市元気チャレンジ企業支援事業収支決算書

自 年 月 日
至 年 月 日

収入の部

単位：円

科目	金額	摘要
自己資金		
借入金		
その他		
合計		

支出の部

科目	金額	摘要
補助対象経費		
補助対象外経費		
合計		

様式第6号（第17条関係）

年 月 日

大野市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

⑩

大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで認定（計画変更承認）通知のあった大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金の交付を受けたいので、大野市元気チャレンジ支援事業補助金交付要綱第17条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 口座振込依頼

①振込先金融機関名及び支店名

②口座の種類及び口座番号

③口座名義（フリガナ）

3 添付資料 大野市元気チャレンジ企業支援事業認定通知書又は計画変更承認通知書の写し

年 月 日

大野市長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

大野市元気チャレンジ企業支援事業補助金事業効果報告書

事業の名称		事業内容の推移				初年度	2年度	3年度
		拡充・新規展開（◎）、継続（○）、縮小（△）、廃止（×）						
	単 位	当初計画	初年度	2年度	3年度	増減理由		
			()年 ～ ()年	()年 ～ ()年	()年 ～ ()年			
生産実績	円							
増減率	%	当初比						
		前年比						
販売実績	円							
増減率	%	当初比						
		前年比						
新規雇用実績	人							
増減率	%	当初比						
		前年比						
その他								
増減率	%	当初比						
		前年比						
その他特記事項								

(添付書類) 実績数量等がわかる書類